イ　分類符号の表記

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

(ｱ)　大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。

(ｲ)　中分類符号は、大分類符号がＡの大分類から始まる二けた数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類Ｌ―分類不能の職業を除く。）。

(ｳ)　小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。

(ｴ)　小分類符号のうち上から三けた目の数字は、１から９までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が９のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。

(4)　職業の決定方法

職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。

ア　仕事が単一の分類項目に該当する場合

個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。

イ　仕事が複数の分類項目に該当する場合

複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。

(ｱ)　二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合

ａ　報酬の最も多い分類項目による（注３）。

ｂ　ａにより難い場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注３）。

ｃ　ａ及びｂにより難い場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。

(ｲ)　一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合(注４)

ａ　就業時間の最も長い分類項目による（注３）。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。

（注３）報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。

（注４）経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。

ｂ　ａにより難い場合は以下による。

(a)　二つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注５）。ただし、大分類符号がＥからＫまでの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

Ｅ―サービス職業従事者
Ｆ―保安職業従事者
Ｇ―農林漁業従事者
Ｈ―生産工程従事者
Ｊ―建設・採掘従事者
Ｋ―運搬・清掃・包装等従事者
Ｉ―輸送・機械運転従事者
Ｂ―専門的・技術的職業従事者
Ｄ―販売従事者
Ａ―管理的職業従事者
Ｃ―事務従事者

（注５）大分類符号がＩからＣまでの大分類の職業は、大分類符号がＥからＫまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。

(b)　一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合

①　該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。

②　①により難い場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

ウ　資格及び見習い等の取扱い

(ｱ)　公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類181公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。

(ｲ)　公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

エ　その他の特殊な取扱い

(ｱ)　職場のリーダーの取扱い

それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、Ⅲ２(4)イ(ｲ)の基準に照らして大分類Ａ―管理的職業従事者又は大分類Ｂ―専門的・技術的職業従事者に該当するものは、それぞれの大分類における分類項目に決定する。

(ｲ)　保安職業従事者の特例

自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。

(ｳ)　専門的・技術的職業従事者の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類Ｂ―専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。

３　日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項

(1)　この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。

(2)　職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに仕事の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。

(3)　職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す一定の範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。

ア　小分類項目の下に細分類項目を設定することができる。ただし、この場合、小分類項目と細分類項目の間の整合性を確保する必要がある。